

島根県立大学大学院学則

島根県立大学規程第2号
平成15年4月1日制定

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 組織（第2条・第3条）
- 第3章 職員組織（第4条）
- 第4章 修業年限、在学年限及び学年（第5条・第6条）
- 第5章 入学、再入学、進学及び転専攻（第7条－第10条）
- 第6章 教育方法、授業科目、履修方法等（第11条－第17条）
- 第7章 修了及び学位（第18条－第20条）
- 第8章 特別研究学生（第21条）
- 第9章 雑則（第22条・第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 島根県立大学の大学院（以下「本学大学院」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の趣旨に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とし、島根県立大学学則（以下「大学学則」という。）第3条に規定する大学院に関し、必要な事項を定める。

第2章 組織

（課程）

第2条 本学大学院の課程に、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科、専攻及び定員等）

第3条 本学大学院の研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
北東アジア開発研究科	北東アジア専攻	博士前期課程	5人	10人
	地域開発政策専攻		5人	10人
	北東アジア超域専攻	博士後期課程	2人	6人

看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	5人	10人
		博士後期課程	2人	6人

(各専攻における人材養成の目的)

第3条の2 各専攻における人材養成の目的は、次のとおりとする。

専攻名	人材養成の目的
北東アジア開発研究科 北東アジア専攻 博士前期課程	<p>①現代の北東アジア地域の政治・経済・歴史・社会・文化に関する高度で広範な知識や、北東アジア地域言語の基本的運用能力を生かした現地での体験、それらに裏付けられた独自の問題意識をもって、この地域に共通して存在する問題を発見し、国際関係論や地域研究などの従来の方法論を越えた新たな研究手法の開拓に取り組み、さらに博士後期課程に進学して北東アジアに関する学問の深奥を極め、それを次世代に教授できる大学教員や、この地域を専門に研究する機関の研究者をめざす人材。</p> <p>②北東アジア地域の特に政治と経済、社会に関する深い興味と北東アジア地域言語の運用能力を背景とする問題意識をもって地域社会と国際社会両面にわたる広い知識を身につけ、この地域に存在する現実の問題を日本との現実との関係で広く捉えた実践的な研究を行い、それを活かして、各国の行政機関、日本を含む北東アジアの地域社会を支える企業や、北東アジア地域において国際的に展開する企業、国際交流を支援・推進する公的機関、NGO や NPO 等の新たな組織で活躍できる人材。</p>
北東アジア開発研究科 地域開発政策専攻 博士前期課程	<p>①地方分権、地域間格差、少子化・高齢化・過疎化、環境問題、人間の安全保障（社会福祉・介護、年金問題、医療・健康保険問題）等の地域における政策課題群について、社会諸科学を学際的に用いて分析し、政策を立案し、かつ、政策の実施に際してリーダーシップを発揮できる人材。</p> <p>②グローバル化と情報技術の高度化が地域社会に与えたインパクトについて十分に理解し、また、情報技術を地域社会の分析や地域社会のための政策形成に応用できる能力を持ち、政府・NPO・民間の間の協働システムの中で、海外での活動も視野に入れて活躍できる人材。</p> <p>③地域開発に関する国際的な比較研究などを行うことにより、北東アジア地域における地域開発施策に関する研究能力を高めて博士後期課程に進学し、北東アジア社会における地域社会システムの開発に関する研究を極め、それを次世代に教授でき</p>

	る大学教員や研究者をめざす人材。
北東アジア開発研究科 北東アジア超域専攻 博士後期課程	日本を含む北東アジア地域の政治・経済・歴史・社会・文化等の諸事情に関し、自らの現地体験や調査に裏付けられた広範かつ高度で深い理解と知識を持ち、当該地域の複数の言語に通じることによって、既存の複数の学問・方法論は言うまでもなく、新しい有効な学問・方法論を創出して適用する実践的諸科学総合の超域的研究方法を持して、一国一地域を越えて遍在する超域的問題群の研究に取り組み、大学・研究機関において北東アジア地域の研究に従事する教員・研究者をめざす人材や、各国の行政機関、日本を含む北東アジアの地域社会を支える企業、北東アジア地域において国際的に展開する企業、国際交流を支援・推進する公的機関、NGO や NPO 等の新たな組織において、的確な対策を提言・策定・実行できる高度な研究能力と問題解決能力を身につけたトップリーダーとして活躍できる人材。
看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程	島根県の健康課題を深く理解し、保健・医療・福祉の質の向上に向けて、主体的に探求できる研究能力を備え、地域医療を牽引する優れた看護実践者。
看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程	中山間地域・離島地域を抱え、過疎高齢化及び少子化の先行する島根県の健康課題は日本の縮図であり、これらの課題に積極的に対応し他地域に先駆けて新たなケア開発ができれば、全国に応用することが可能である。また国外に目を広げれば、今後、先進国やアジア諸国も日本と同様の問題に直面することが予想され、これらの課題解決の先駆となる日本の動向が注目されている。このように地域医療の課題は将来のグローバルな課題にもつながっており、日本が世界に先駆けて解決策を示す意義は大きい。このような社会的背景に基づく人材育成の要請に対し、公立大学として地域課題解決に貢献する使命を有する島根県立大学において、島根県の健康課題を深く理解し、保健・医療・福祉の質の向上に向けて、高い水準の専門知識・研究分析能力、総合的・複合的な視点を養い、これからの地域医療や保健を牽引するための研究に自立して取り組むことのできる教育・研究者。

第3章 職員組織

(職員)

第4条 本学大学院に、教授及び准教授を置く。

2 本学に、前項に規定するもののほか、必要に応じ講師、助教、助手その他必要な職員を置くことができる。

(教育内容改善のための組織的な研修等)

第4条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 修業年限、在学年限及び学年

(修業年限)

第5条 博士前期課程の修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。

(長期履修学生)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第6条 博士前期課程の学生(長期履修学生も含む。)は、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生(長期履修学生も含む。)は、6年を超えて在学することができない。

3 前3項の規定にかかわらず、第8条の規定に基づき入学した学生は、第9条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年)

第6条の2 本学大学院の春学期入学生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。秋学期入学生の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第5章 入学、再入学、進学及び転専攻

(入学の資格)

第7条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制

度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者を、博士前期課程に入学させることができる。

(1) 大学に3年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

3 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(5) その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第7条の2 入学を志望する者は、志願票その他別に定める書類に入学検定料を添えて、所定の期間中に出願手続をしなければならない。

(再入学)

第8条 学長は、本学大学院を修了し、又は退学した者で本学大学院に再入学を志望するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学の場合の取扱い)

第9条 前条の規定に基づき入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(進学)

第10条 本学大学院の博士前期課程を修了し、博士後期課程に進学を志望する者については、選考のうえ、進学を許可することができる。

(転専攻)

第10条の2 本学大学院の博士前期課程に在籍し、課程の途中で転専攻を志望する者につ

いては、別に定めるところにより、転専攻を許可することができる。

第6章 教育方法、授業科目、履修方法等

(教育方法)

第11条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

第12条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

(単位の計算方法)

第14条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までをもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間までをもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により学修を行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組合せに応じ、前2号の規定を考慮して研究科長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(他の研究科又は他大学の大学院)

第15条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生に他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位については、10単位を超えない範囲内で第17条に規定する修了の要件となる単位数として認めることができる。

3 前項の規定は、第22条において準用する島根県立大学学則第25条の規定により学生が外国の大学の大学院に留学して修得した単位について準用する。この場合において、本学大学院が修了要件と認めることができる単位数は、前項の規定により認める単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第16条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が、当該他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生（長期履修学生も含む。）については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 本学大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の

履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定に基づき修得したものとみなすことができる単位数は、本学大学院において修得した単位以外の単位については、合わせて10単位を超えないものとする。

第7章 修了及び学位

(修了)

第18条 博士前期課程の学生（長期履修学生も含む。）については、当該課程に2年（第8条の規定に基づき入学した学生については、第9条の規定により定められた在学すべき年数。）以上在学し、別表第1に定める授業科目の履修及び別表第2に定める単位数の修得をし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した学生に対し、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者（長期履修学生を除く。）については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項に規定する特定の課題についての研究の成果の審査について必要な事項は、研究科長が別に定める。

- 3 博士後期課程の学生（長期履修学生も含む。）については、博士後期課程に3年以上在学し、単位修得を含む必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生に対し、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者（長期履修学生を除く。）については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 本学大学院及び他の大学の大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって博士前期課程を修了した博士後期課程の学生については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

- 5 学位論文の提出期日は、研究科の定めるところによる。

(論文の審査等)

第19条 学位論文の審査（修士論文における特定の課題についての研究の成果の審査を含む。）及び試験（以下「審査等」という。）は、研究科委員会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。

- 2 論文の審査及び試験にあつては、他大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

- 3 審査等についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会が論文審査委員会の報告に基づいて行う。

- 4 論文審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学位)

第20条 博士前期課程又は博士後期課程を修了した者には、次の表の左欄に掲げる専攻の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学位を授与する。

専攻	学位
北東アジア専攻	修士（社会学）
地域開発政策専攻	修士（開発研究）
北東アジア超域専攻	博士（社会学）
看護学専攻	修士（看護学）
	博士（看護学）

2 前項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 特別研究学生

（特別研究学生）

第21条 学長は、既に修士の学位または博士の学位を取得した者で、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、特別研究学生として入学を許可することができる。また、国外も含む他の大学の大学院の学生で本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該他の大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

（大学学則の準用）

第22条 大学学則第7条、第8条、第11条、第12条、第6章（第16条及び第18条から第20条までを除く。）、第7章（第29条、第30条及び第32条から第36条までを除く。）、第9章（第44条を除く。）、第10章から第14章までの規定は、本学大学院に準用する。この場合において、これらの規定中「本学」とあるのは「本学大学院」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる大学学則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第24条	大学等	大学の大学院
第25条第1項	大学等	大学の大学院
第25条第2項	第37条	島根県立大学大学院学則第18条
	卒業の要件	修了の要件
第26条の3第2項	4年	2年（博士後期課程にあつては、3年）
第26条の3第3項	第14条	島根県立大学大学院学則第6条
第27条	第26条又は第26条の2	島根県立大学大学院学則第22条において準用する大学学則第26条又は第26条の2
第28条第1項第1号	第14条	島根県立大学大学院学則第6条

第 28 条第 1 項第 2 号	第 26 条の 3 第 1 項又は第 2 項	島根県立大学大学院学則第 22 条において準用する大学学則第 26 条の 3 第 1 項及び第 2 項
第 49 条第 1 項	学則	大学院学則

(委任)

第 23 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学大学院に在学する学生に対しては、改正前の島根県立大学大学院学則（以下「改正前の学則」という。）は、なお効力を有する。
- 3 改正前の学則第 3 条に規定する北東アジア研究科及び開発研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	専 攻	課 程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度以降
北東アジア研究科	北東アジア専攻	博士前期課程	6 人	0 人	0 人
		博士後期課程	12 人	6 人	0 人
開発研究科	開発専攻	修士課程	10 人	0 人	0 人

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 12 条関係）

(1) 北東アジア開発研究科 北東アジア専攻 博士前期課程

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
スキル科目	国際言語演習科目	英語特別演習Ⅰ	1春		1	秋学期入学生については秋学期開講科目の配当年次を2年次とする場合あり。
		英語特別演習Ⅱ	1秋		1	
		中国語特別演習Ⅰ	1春		1	
		中国語特別演習Ⅱ	1秋		1	
		韓国語特別演習Ⅰ	1春		1	
		韓国語特別演習Ⅱ	1秋		1	
		ロシア語特別演習Ⅰ	1春		1	
		ロシア語特別演習Ⅱ	1秋		1	
		モンゴル語特別演習Ⅰ	1春		1	
		モンゴル語特別演習Ⅱ	1秋		1	
		日本語特別演習Ⅰ	1春		1	
		日本語特別演習Ⅱ	1秋		1	
	情報解析科目	社会統計学Ⅰ	1春		1	
		社会統計学Ⅱ	1秋		1	
		社会調査手法演習	1春		1	
		フィールド調査演習	1春		1	
		G I S 研究	1春		1	
		G I S 特別演習	1秋		1	
専門導入科目	北東アジア超域研究総論	1春	2			
	北東アジア専門講義 1	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 2	1・2春		2		
	北東アジア専門講義 3	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 4	1・2春		2		
	北東アジア専門講義 5	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 6	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 7	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 8	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 9	1・2春		2		
	北東アジア専門講義 10	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 11	1・2春		2		
	北東アジア専門講義 12	1・2秋		2		
	北東アジア専門講義 13	1・2春		2		

専 門 科 目	北東アジア専門講義 14	1・2 秋		2	
	北東アジア専門講義 15	1・2 秋		2	
	北東アジア専門講義 16	1・2 春		2	
	北東アジア専門講義 17	1・2 春		2	
	北東アジア専門講義 18	1・2 春		2	
	北東アジア専門講義 19	1・2 春		2	
	北東アジア専門講義 20	1・2 秋		2	
	北東アジア専門講義 21	1・2 春		2	
	地域開発政策専門講義 1	1・2 秋		2	
	地域開発政策専門講義 2	1・2 秋		2	
	地域開発政策専門講義 3	1・2 春		2	
	地域開発政策専門講義 4	1・2 秋		2	
	地域開発政策専門講義 5	1・2 春		2	
	地域開発政策専門講義 6	1・2 秋		2	
	地域開発政策専門講義 7	1・2 春		2	
	地域開発政策専門講義 8	1・2 秋		2	
	地域開発政策専門講義 9	1・2 春		2	
	地域開発政策専門講義 10	1・2 春		2	
	地域開発政策専門講義 11	1・2 秋		2	
	地域開発政策専門講義 12	1・2 秋		2	
	地域開発政策専門講義 13	1・2 秋		2	
地域開発政策専門講義 14	1・2 秋		2		
地域開発政策専門講義 15	1・2 春		2		
研 究 指 導 科 目	北東アジア研究指導Ⅰ	1 春・秋	2		
	北東アジア研究指導Ⅱ	1 春・秋	2		
	北東アジア研究指導Ⅲ	2 春・秋	4		
	北東アジア研究指導Ⅳ	2 春・秋	4		

(2) 北東アジア開発研究科 地域開発政策専攻 博士前期課程

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			備考	
			必修	選択	自由		
スキル科目	国際言語演習科目	英語特別演習Ⅰ	1春		1		秋学期入学生については秋学期開講科目の配当年次を2年次とする場合あり。
		英語特別演習Ⅱ	1秋		1		
		中国語特別演習Ⅰ	1春		1		
		中国語特別演習Ⅱ	1秋		1		
		韓国語特別演習Ⅰ	1春		1		
		韓国語特別演習Ⅱ	1秋		1		
		ロシア語特別演習Ⅰ	1春		1		
		ロシア語特別演習Ⅱ	1秋		1		
		モンゴル語特別演習Ⅰ	1春		1		
		モンゴル語特別演習Ⅱ	1秋		1		
		日本語特別演習Ⅰ	1春		1		
	日本語特別演習Ⅱ	1秋		1			
	情報解析科目	社会統計学Ⅰ	1春		1		
		社会統計学Ⅱ	1秋		1		
		社会調査手法演習	1春		1		
		フィールド調査演習	1春		1		
		G I S 研究	1春		1		
	G I S 特別演習	1秋		1			
専門導入科目	開発政策総論	1春	2				
専門科目	地域開発政策専門講義 1	1・2秋		2			
	地域開発政策専門講義 2	1・2秋		2			
	地域開発政策専門講義 3	1・2春		2			
	地域開発政策専門講義 4	1・2秋		2			
	地域開発政策専門講義 5	1・2春		2			
	地域開発政策専門講義 6	1・2秋		2			
	地域開発政策専門講義 7	1・2春		2			
	地域開発政策専門講義 8	1・2秋		2			
	地域開発政策専門講義 9	1・2春		2			
	地域開発政策専門講義 10	1・2春		2			
	地域開発政策専門講義 11	1・2秋		2			
	地域開発政策専門講義 12	1・2秋		2			

	地域開発政策専門講義 13	1・2 秋		2		
	地域開発政策専門講義 14	1・2 秋		2		
	地域開発政策専門講義 15	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 1	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 2	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 3	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 4	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 5	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 6	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 7	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 8	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 9	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 10	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 11	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 12	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 13	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 14	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 15	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 16	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 17	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 18	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 19	1・2 春		2		
	北東アジア専門講義 20	1・2 秋		2		
	北東アジア専門講義 21	1・2 春		2		
研究 指導 科目	地域開発政策研究指導Ⅰ	1 春・秋	2			
	地域開発政策研究指導Ⅱ	1 春・秋	2			
	地域開発政策研究指導Ⅲ	2 春・秋	4			
	地域開発政策研究指導Ⅳ	2 春・秋	4			

(3) 北東アジア開発研究科 北東アジア超域専攻 博士後期課程

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			備考
			必修	選択	自由	
博士後期 課程設置 科目	北東アジア超域研究指導Ⅰ	1	6			
	特別研究活動	2	4			
	北東アジア超域研究指導Ⅱ	3	6			

(4) 看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程

授業科目の名称		配当 年次	単位数又は時間数			備 考	
			必修	選択	自由		
基 盤 科 目	看護理論	1 春		2			
	看護倫理特論	1 秋	2				
	コンサルテーション論	1 秋		2			
	看護研究方法論	1 春	2				
	保健統計学特論	1 春		2			
	しまねの健康と長寿	1 春	2				
	保健医療福祉政策論 I	1 秋		2			
	健康栄養特論 I	1 秋		2			
専 門 科 目	専 門 領 域	がん看護学特論 I	1 春		2		
		がん看護学特論 II	1 秋		2		
		精神看護学特論 I	1 春		2		
		精神看護学特論 II	1 秋		2		
		高齢者リハビリテーション看護学特論 I	1 春		2		
		高齢者リハビリテーション看護学特論 II	1 秋		2		
		地域保健学特論 I	1 春		2		
		地域保健学特論 II	1 秋		2		
		ウイメンズヘルス看護学特論 I	1 春		2		
		ウイメンズヘルス看護学特論 II	1 秋		2		
		看護教育学特論 I	1 春		2		
		看護教育学特論 II	1 秋		2		
		専門演習	1 秋	2			
		研 究	特別研究 I	1 春・秋	2		
特別研究 II	2 春・秋		8				

(5) 看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程

授業科目の名称		配当 年次	単位数又は時間数			備 考
			必修	選択	自由	
基盤 科目	看護研究特論Ⅰ	1 春	2			
	看護研究特論Ⅱ	1 春	2			
	看護教育学研究	2 春	2			
	島根と地域医療	1 春		2		
	保健医療福祉政策論Ⅱ	2 春		2		
	健康栄養特論Ⅱ	2 春		2		
専門 科目	がん看護学特論Ⅲ	1 通		2		
	精神看護学特論Ⅲ	1 通		2		
	高齢者リハビリテーション看護学特論Ⅲ	1 通		2		
	地域保健学特論Ⅲ	1 通		2		
	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅲ	1 通		2		
研究 科目	後期特別研究	1・2・3 通	6			

別表2 (第18条関係)

【北東アジア開発研究科 北東アジア専攻 博士前期課程の修了に必要な単位数】

区 分	配当単位数	修了要件単位数			備 考
		必修	選択	計	
スキル科目	18		4	4	国際言語演習科目又は情報解析科目の中から4単位を修得すること。
専門導入科目	2	2		2	
専門科目	72		12	12	
研究指導科目	12	12		12	
合 計	104	14	16	30	

【北東アジア開発研究科 地域開発政策専攻 博士前期課程の修了に必要な単位数】

区 分	配当単位数	修了要件単位数			備 考
		必修	選択	計	
スキル科目	18		4	4	国際言語演習科目又は情報解析科目の中から4単位を修得すること。
専門導入科目	2	2		2	

専門科目	72		12	12	
研究指導科目	12	12		12	
合 計	104	14	16	30	

【北東アジア開発研究科 北東アジア超域専攻 博士後期課程の修了に必要な単位数】

区 分	配当単位数	修了要件単位数			備 考
		必修	選択	計	
博士後期課程 設置科目	16	16			

【看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程の修了に必要な単位数】

区 分	配当単位数	修了要件単位数			備 考
		必修	選択	計	
基盤科目	16	6	6	12	
専門科目	36	12	6	18	
合 計	52	18	12	30	

【看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程の修了に必要な単位数】

区 分	配当単位数	修了要件単位数			備 考
		必修	選択	計	
基盤科目	12	6	4	10	
専門科目	10		2	2	
研究科目	6	6		6	
合 計	28	12	6	18	